

# 札幌高裁の献金関連裁判の全面勝訴に対する見解

令和7年3月13日

世界平和統一家庭連合

「全国靈感商法対策弁護士連絡会」（以下「全国弁連」）の中心的メンバーである郷路征記弁護士が原告らの代理人となって、令和元年9月に札幌地裁に提起した当法人を被告とする献金関連裁判の控訴審が、本年3月12日付けで、1審原告らによる請求の放棄によって終了し、当法人の全面勝訴が確定しました。

本件は「父親の財産からY夫婦（被告）が献金したのはXら（原告）の被害だ」として、Y（夫）の親族ら複数名が原告となってY夫婦及び当法人を被告として損害賠償請求を行った訴訟で、1審の札幌地裁は、当法人について、以下のように述べて原告らの請求を棄却し、当法人全面勝訴の判決を下しました（札幌地裁令和6年3月7日判決）（便宜上、Y（夫）の父親を「Z」と表記）。

Xらは、前記第2の4(3)(Xらの主張)のとおり、被告家庭連合による伝道及び教化の過程を主張し、被告家庭連合は、違法な伝道活動及び教化活動により、被告Y夫婦に対し、亡Zに無断で本件預金口座からの引出しを行うことは、統一原理においては亡Zの救いのための正しい行動であると信じさせるとともに、アベル・カインの原則により上司の信者の指示には絶対的に従わなければならないと信じさせた上で、亡Zに虚偽の目的を述べる等して本件預金口座からの引出しを行うように指示し、亡Zに無断で本件預金口座からの引出しを行わせた旨主張する。

しかし、被告Y夫婦が経験したものと認められる伝道等の課程は認定事実ア及びイのとおりであるところ、これらの事実からは、被告家庭連合がY夫婦に対して、親族に無断で、又は虚偽の目的を述べて、当該親族の預金を引き出して献金するように指示をした事実を推認することはできず、ほかに、被告家庭連合がY夫婦に対して、親族に無断で、又は虚偽の目的を述べて、当該親族の預金を引き出して献金するように指示をした事実を認めるに足りる証拠はない。（中略）以上によれば、Xらの被告家庭連合に対する請求は、理由がない（54頁～55頁）。

## 実態のない虚偽主張と『マインド・コントロール』論

本件で札幌地裁が上記のような判示を行った理由は、Xらの代理人である全国弁連所属の郷路征記弁護士による本件訴訟における主張があまりにも“実態のない虚偽主張”であったからに他なりません。

同代理人は、本件の訴状で、「被告統一協会は本件の間接正犯である」「被告夫婦と被告統一協会は共謀共同正犯である」「被告夫婦と被告統一協会は共同不法行為者である」「被告統一協会は教唆者」であると主張し（210頁～212頁）、それらの理由として（Y夫婦は）「信念を統一協会によって植え付けられているわけだから、違法性の意識の可能性がなかったのである。以上のとおり、統一協会が間接正犯であって、被告夫婦にはその責任を問うことができない。」などと主張しています。この主張は、Y夫婦の信仰や献金を主体的なものと捉えず、当法人の“違法な伝道”により“植え付けられた”信仰の結果であると捉えるものであり、実質的に『マインド・コントロール』を主張するものでした。

本件における郷路征記弁護士による「マインド・コントロール」の主張は、他にも以下のように多数存在します。

- ・「統一協会員となった信者は、統一協会によって信仰選択の自由を侵害され、その状態が現在も継続している人達なのである」（Xらの第17準備書面32頁）
- ・「その人の人格全体が終生にわたって統一協会の人格に変容されてしまう」（同書面9頁）
- ・「文鮮明が再臨のメシアであるとの信仰を与えられたことが違法」（同書面10頁）
- ・「統一協会員になることを心理的に強制するために教えられている」（同書面15頁）
- ・「伝道・教化課程の結果、違法な行為をさせられるために、統一協会に隸属させられる」（同書面27頁）
- ・「本件の不法行為の本質は意思決定の過程で用いられる判断基準、心理学者西田先生の言葉では『ビリーフ（記憶構造）』、意思決定の過程で用いられる『知識』や『信念』そのものが変えられてしまうことです。詐欺や脅迫が、意思決定の過程に五感によって取り入れられる情報が偽られたものであった

り、生命身体等に危害を加えるような内容であるため、意思決定が歪められるという、我々が体験している問題とは全く違います。そのことを本件に即してみれば、被告夫婦は、統一原理が真理であるとの、信仰に支えられた確信を統一協会の伝道・教化課程で不当に与えられ、現在もそれを維持しています」（令和5年12月20日付けXら代理人郷路弁護士の意見陳述書）

このように、郷路弁護士は、信者の尊い信仰に対する侮辱的な主張を繰り返したため、Y夫婦は、自身らの陳述書や尋問の場で、自らの信仰が自由意思に基づく自主的なものであること、献金も信仰に基づく自発的な行いであること等を述べた上で、郷路弁護士に信仰心を踏みにじられたことについて謝罪を求めるなどしていました（それにもかかわらず、同弁護士は控訴審に至っても「マインド・コントロール」の主張を堅持しました。）。

これに対して、1審の札幌地裁は、このような郷路弁護士の「マインド・コントロール」の主張を全て排斥し、同弁護士が500件以上の証拠を提出する中、令和6年3月7日付けで当法人全面勝訴の判決を下しました。Xらは同判決に控訴していましたが、本年3月12日付けで当法人に対する請求を全て放棄するに至りました。当法人に対して上記のような主張を行っていたXらの代理人が控訴審において請求の放棄を行うに至ったのは、控訴審における裁判所との話し合いにおいて、判決に至れば、1審判決に輪をかけた厳しい判決内容となるとの心証を抱いた結果であることが推察されます。

ところで、当法人に関する文科省の解散命令申立において証拠とされた32件の民事裁判例において、うち4件の事件で原告らの代理人を郷路征記弁護士が務めています。そして、同弁護士は、各事件で漏れなく上記のような無神論に立脚した信教の自由を蔑ろにする「マインド・コントロール」の主張を繰り返してきました。本件と異なり、これら各訴訟では、拉致され、長期間の監禁拘束下で脱会しなければ解放されないという棄教強要の被害に遭い、心変わりして「背教者」となった者が原告となっていました。これら原告は、信者であった当時の事実をねじ曲げて事実と異なる当法人による“違法伝道”を切々と語ったのであり、同人らが拉致監禁・棄教強要に遭わなければ、本件裁判の被告Y夫婦と同じように、自らの信仰が自由意思に基づく自主的なものであること、献金も信仰に基づく自発的な行いであることを述べていたことは明らかです。このように、拉致監禁・棄教強要の被害者が原告となった各事件の判決の意味合いについては、慎重に検討されるべきものであると思料します。

## 悪質な水増し請求

全国弁連所属弁護士が代理人となった請求において、その請求額に“虚偽”ないし“悪質な水増し”があることは従前述べてきたとおりですが、本件でも郷路弁護士による以下のような悪質な水増し請求が行われていました。

- ① 訴訟前の請求時（2018年7月）に、同代理人は当法人に対して、約478万円もの請求を行った。
- ② 同請求には明らかに献金と関係ないものが大量に含まれていたため、当法人はそれらを具体的に指摘した。すると、本件裁判の訴状では、請求額が約260万円に下がった。
- ③ 1審の審理段階でも、当法人が請求額の不当性を再三追及したところ、同代理人は約1367万円に請求額を減縮した。

以上の通り、全国弁連所属弁護士は、事実を精査せずに献金と全く関係のない出費に関する請求を平然と行うことがあり、このような「虚偽請求」ないし「水増し請求」は、現在当法人に対して行われている集団交渉・集団調停にもみられます。

当法人は、仮に裁判や和解交渉があれば、これに真摯に向き合いますが、上記のような虚偽請求ないし水増し請求に対しては厳しく対応して行く所存です。

以上